

# 平成 28 年度総務省調達改善計画（概要）

## I. 目的

「調達改善の取組の推進について」（平成 25 年 4 月 5 日行政改革推進本部決定）及び「調達改善の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成 27 年 1 月 26 日行政改革推進会議とりまとめ）を踏まえて、引き続き、平成 28 年度総務省調達改善計画を策定し、調達改善を推進。

## II. 主な取組方針

### 1. 共通的な取組

#### （1）一者応札改善のための取組

- ① 複数者が入札可能な調達期間の確保
- ② 公告期間の延長
- ③ 入札要件等の緩和、仕様内容の充実、一者応札・応募要件の事後点検
- ④ 電子調達システムによる調達の推進  
等

#### （2）地方支分部局等における取組の推進

- ① 共同調達の更なる推進
- ② オープンカウンター方式の活用

#### （3）電力調達の改善

- ① 声かけの拡大
- ② 入札公告期間の延長
- ③ 近隣の庁舎との共同調達の検討

### 2. 重点的な取組

#### （1）随意契約の縮減

- ① 競争性のある契約への移行の検討
- ② 価格の適正化の検討  
等

### 3. 継続的な取組

#### （1）共同調達の拡大

- ① 対象品目の拡大
- ② 調達回数削減

## (2) その他

- ① 旅費業務における IC カード乗車券の活用
- ② 国庫債務負担行為の活用
- ③ 必要な研修の実施、契約事務に関するマニュアルの整備・充実

## Ⅲ. 推進体制

大臣官房長を統括責任者とする調達改善推進検討会を設置し、計画の策定、自己評価を実施。

また、外部有識者として総務省契約監視会の委員の意見を聴取。

## Ⅳ. その他

計画に関する指針の改定が行われた場合や進捗状況等を踏まえ計画を修正することが適切であると判断される場合には、必要に応じて計画について所要の見直しを行う。